

福祉資金 福祉費⑤ 障害者自動車購入費

申込者用

▶ 障害者用自動車の購入に必要な経費

1. 貸付対象となる資金使途

障害者が自ら運転する自動車、または、障害者と生計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜、社会参加を図るため自動車の購入を行うのに必要な費用

2. 貸付条件

貸付限度額 (※1)	償還期間	据置期間	連帯保証人	貸付利子
2,500,000 円	8 年以内	原則なし (必要な場合は6ヶ月以内 送金月の翌月から起算)	原則 1 名	無利子 (連帯保証人がいない 場合は年 1.5%)

3. 申込みに必要な書類

<input checked="" type="checkbox"/>	書類	備考
	生活福祉資金借入申込書	(所定の様式)
	世帯全員の本籍が記載された住民票	3ヶ月以内に発行されたもの(※2)
	世帯で収入のある者全員の 所得課税証明書	前年の所得が確認でき、3ヶ月以内に発行されたもの (※3)
	障害者手帳の写し 及び 障害年金額の 分かるもの	障害者手帳がない場合は、障害福祉サービスの利用 状況等の分かるもの
	貸付対象車両を運転する人の免許証の 写し	
	障害者の通所、通学、通院証明書	障害者自身が運転しない場合のみ (所定の様式)
	自動車の購入にかかる見積書	取得税等の免除対象になる場合がありますので、 予めご確認ください。
	連帯保証人の所得課税証明書	前年の所得が確認でき、3ヶ月以内に発行されたもの (※3)

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求めています。

※1 貸付対象車両の購入総額は、貸付限度額の2倍程度まで。

※2 外国人の方は、「在留資格」、「在留期間」、「在留期間満了の日」が確認できるもの。

※2 自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近3ヶ月の給与明細等の写しも添付。